

【料金表】

介護予防サービス利用料（月額）

区分	介護予防訪問介護費 (Ⅰ)	介護予防訪問介護費 (Ⅱ)	介護予防訪問介護費 (Ⅲ)
	週1回程度の利用が 必要な場合 要支援1・要支援2	週2回程度の利用が 必要な場合 要支援1・要支援2	(Ⅱ)を超える利用が 必要な場合 要支援2
国が定めた単位	1,168単位	2,335単位	3,704単位
サービス利用料金 (単位×10.0)	11,680円	23,350円	37,040円
自己負担	通常はサービス利用料金の <u>1割</u> 一定以上の所得のある65歳以上の利用者は <u>2割</u>		
<p>※ 介護職員処遇改善加算として合計単位の8.6%を加算します。</p> <p>※ 初回加算として初回月のみ200単位加算します。以下の場合が対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> はじめて訪問介護事業所を利用する場合(新規) 介護予防サービスを利用していた要支援者が、要介護者の認定を受けて介護保険サービスを利用することになった場合(要介護の方が要支援になった場合も適応されます) 過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合 			

訪問介護サービス利用料(昼間 8:00~17:30)

	国が定めた単 位	サービス利用料 金 (単位×10.0)	自己負担 分
身体介護(20分以上30分未満)	245単位	2,450円	通常は サービス 利用料金 の <u>1割</u> 一定以上 の 所得があ る 65歳以 上の利用 者は <u>2割</u>
身体介護(30分以上60分未満)	388単位	3,880円	
身体介護(60分以上90分未満)	564単位	5,640円	
身体介護(以降30分超過ごとに)	80単位	800円	

生活援助(20分以上45分未満)	183単位	1,830円	
生活援助(45分以上)	225単位	2,250円	
<p>※ 介護支援専門員が必要と認め、居宅サービス計画にない指定訪問介護を緊急に(要請を受けてから24時間以内)行ったときは緊急時訪問介護加算として1回につき100単位を上記に加算します。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算として合計単位の8.6%を加算します。</p> <p>※ 初回加算として初回月のみ200単位加算します。以下の場合が対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめて訪問介護事業所を利用する場合(新規) 2. 訪問介護を利用していた要介護者が、要支援の認定を受けて介護予防サービスを利用することになった場合(要支援の方が要介護になった場合も適応されます) 3. 過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合 <p>※2人介護が必要な場合は、2人分の料金をいただきます。</p> <p>※やむを得ない事情で、ご本人やご家族から予定時間を延長する介護の要望があった場合</p> <p>は、支援内容に応じて延長料金をいただきます。</p> <p>※介護度による区分はありません。サービスの種類、時間数により多様な料金設定がありますので、詳しくは担当の居宅介護支援事業所にお尋ねください。</p>			